

# 令和5年第10回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月20日(金) 午前9時30分～11時25分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
<del>9番</del>		10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	<del>15番</del>		16番	水流 新藏
<del>17番</del>		18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

9番 坂元 兼一

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (4件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について (109件)
- (4) 議案第4号 非農地証明願について (6件)
- (5) 議案第5号 さつま町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて (1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第10回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、9番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、15番久保齒委員、17番内村委員から欠席の申し出がありましたので、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、7番山内美千代委員、8番山崎博文委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。

事務局長 　　それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。順番は前後しますが、まず、1ページ、10-2番を議題といたします。  
なお、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(今村) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-2番について説明  
10-2番  
所在：船木字■■■■■■番3、畑、農振農用地区域内、1,349㎡、交換による所有権移転  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

事務局  
(小田) 　　　　議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番について説明  
所在：船木字■■■■■■番1、畑、農振農用地区域外、380㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：資材置場用地、用途：資材置場、施設面積：380㎡、申請地を譲り受け、資材置場を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第1号の10-2番、議案第2号の10-1番、お願いします

16番委員 　議案第1号の10-2番について、本申請は説明がありましたように、そういう合意の上での交換に基づく申請であります。現在も畑として使用されておりまして、境界、農地の進入路、用排水等についても、現状となんら変化もなく問題はありません。従って、本申請は適格であると判断いたします。

　議案第2号の10-1番について、譲受人は自動車工場を営んでおりまして、資材置場を拡張する必要があつて、隣接地であります該当地を入手されるものであります。譲り受け後の資材置場の設置につきましては、農業への影響は無いものと判断いたします。また、2辺が農地に面しておりますけれども、境界のことはもちろん、設置についての理解も得られております。従って、本申請に問題は無いものと判断いたします。以上です。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
（小田） 　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
　総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取いたします。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

　よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

　全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-2番は、許可することに決定いたしました。

　次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

　全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は、許可することに決定いたしました。

　なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取いたします。

　次に、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-1番、10-3番、10-4番を議題といたします。

　事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（今村） 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-1番、10-3番、10-4番について説明  
10-1番

事務局  
(今村)

所在：船木字 番 2、畑、農振農用地区域外、606 m<sup>2</sup>、贈与による  
所有権移転

10-3 番

所在：湯田字 番 1、畑、農振農用地区域内、258 m<sup>2</sup>、売買による  
所有権移転

10-4 番

所在：田原字 番 2、田、農振農用地区域内、238 m<sup>2</sup>、売買による所  
有権移転

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。10-1 番、お願いします

16 番委員

本件は姉妹間で必要性の一致をみて行われるものであります。境界、農  
地の進入路、用排水等についても現状とは何ら変更もなく問題はありませ  
ん。従って、本申請は適格であると判断いたしました。以上です。

議長

10-3 番、お願いします。

13 番委員

この場所は、湯田の温泉場の東の上のほうにありまして、山間地域であ  
ります。君が鳥獣被害を受けるものだから柵を設置したいと考えてい  
たんですが、ちょうど、君の畑が君の土地の間に入っていま  
して、それを避けて電柵をすると大変ということで、君に話をし  
たところ、君も何も作ってなくて、ただ草を刈るだけということで  
あったために、もう売るとい話になったようです。そして、君は、  
ここを一体的に電柵をして、畑で野菜作りをしたいということで、話がま  
とまったようであります。進入路、境界、特に問題無いということで、よ  
ろしくお願いします。

議長

10-4 番、お願いします。

事務局  
(今村)

久保蘭推進委員が本日欠席のため、代理で事務局から報告いたします。  
申請地は、さんがもともと所有している田んぼに隣接しており、1 枚の  
田んぼとして、さんがこれまで利用してきました。さんとさん  
は親戚関係であり、今回、売買の話がありました。今後も継続して、  
さんが田んぼを作っていくとのことでした。境界、進入路、用排水に問  
題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ  
んか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3  
条許可申請について」の 10-1 番、10-3 番、10-4 番について、許可するこ  
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-1  
番、10-3 番、10-4 番は、許可することに決定いたしました。

次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2

議長 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-2番について説明  
所在：虎居字 [ ] 番11、畑、農振農用地区域外、477㎡、所在：虎  
居字 [ ] 番20、畑、農振農用地区域外、19㎡、地種：第1種農地、  
形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：115.37㎡、  
申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判  
断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。10-2番、お願いします。

12番委員 進入路、排水、側溝などきちんと区画され、周りも宅地となっています。  
特に問題はありませんでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、  
事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の  
納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、第1種農  
地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取いた  
します。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ  
んか。

3番委員 第1種農地ですので、周辺は農地が多いですので、その辺の配慮という  
か、本人はそういうことをご理解の上で購入していることを現地調査時に  
確認していますか、ということをお聞きしたいと思います。

事務局  
(小田) 現地調査のときの立会人の方は、行政書士ということで、そちらとお話  
はしたんですが、本人とはできていないところです。

議長 今回の回答でよろしいですか。

3番委員 はい。農業委員会に何も言ってこなければいいんですけど。

議長 ほかにございませんか。推進委員の方、何かございませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申  
請について」の10-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願い  
します。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-2  
番は、許可することに決定いたしました。  
なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネット  
ワーク機構へ意見聴取いたします。

議長 次に、3 ページから 4 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 3 ページ、農用地利用集積計画書、4 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、5 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10-1 番を議題といたします。  
本件は、本日出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件であります。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ、10-1 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
（なしの声あり）  
無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10-1 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 10-1 番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、6 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 6 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、7 ページから 40 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7 ページから 40 ページについて朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

6 番委員 農地中間管理機構と契約する場合、今まで、ほとんど 5 年、10 年は聞いていたんですが、今回の宮之城地区のものは 6 年というのは、何か理由があるのかなという単純な質問です。

農地中間管理事業推進員 機構集積協力金をもらう関係で、6 年が最低の年数です。10 年というのは、自分の農地全てを貸しますというときです。

議長

ほかにございせんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10-1番から108番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10-1番から108番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

本日出席されております農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。

それでは、41ページ、10-4番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第4号「非農地証明願について」の10-4番について説明  
10-4番

所在：二渡字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、779㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。10-4番、お願いします。

21番委員

長年、ほとんど放棄されていて、柿とか果樹を作っていたような様子はありましたが、もうほとんど原野状態の草だらけになっておりました。進入路、排水、境界は、農地が荒れすぎていて確認がなかなかしづらい状況でしたが、現地を見たところ、道路のすぐ横でもあって、大きな機械等入れれば何とかなるんでしょうけども、簡単には利用できそうにないということで、今回の申請は妥当と判断しています。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」の10-4番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の10-4番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第4号「非農地証明願について」の41ページから42ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第4号「非農地証明願について」の41ページから42ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について説明

10-1番

所在：鶴田字■■■■番1、田、農振農用地区域外、723㎡、判定地目：

事務局  
(小田)

原野、利用状況：耕作放棄地

10-2 番

所在：神子字 [ ] 番 6、田、農振農用地区域外、2,031 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

10-3 番

所在：神子字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、1,467 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

10-5 番

所在：二渡字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、583 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：二渡字 [ ] 番 2、畑、農振農用地区域外、76 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、

10-6 番

所在：紫尾字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域内、2,177 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：紫尾字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、2,037 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。10-1 番、お願いします。

24 番委員

県道と山からの普段、水が流れていない水路に挟まれているところで、水害によって、コンクリート舗装の進入路が崩壊し、今耕作ができない状況になっていることを考えて、本人さんの意向もございまして、非農地としていいかと思えます。以上です。

議長

10-2 番、3 番、お願いします。

25 番委員

10-2 番、3 番について、いずれも申請地は湿田であり、進入路も現在入れない状態になっておりました。所有者も高齢で後継者もないため耕作できないという話でした。非農地でお願いします。以上です。

議長

10-5 番、お願いします。

20 番委員

周りは、ほとんど農地が無くて、宅地化していて、進入路が無いところで、水路もなく、ほとんど雑草地になっておりまして、今の段階ではどうすることもできず申請されました。以上です。

議長

10-6 番、お願いします。

28 番委員

55 ページの非農地 1-6 の地図を見ていただければ分かるんですが、申請地は広域農道のすぐ横になります。3 枚の田んぼがあるんですが、奥の 2 枚が申請地となっています。現在、この 3 枚とも耕作放棄の状態です。申請地は 15 年ほど前まで作っていたということなんですが、私が記憶しているところで、近くの米農家の方が何年か作っておられたのですが、湿田で鳥獣被害もあり、もう作らんということでお返しになって、それ以来そこは耕作放棄地となっています。手前の 1 枚も 10 年ほど前まで作られたんですが、さすがに被害が多くなり、この方も断念されて、現在は 3 枚とも放棄の状態です。周りは山が鬱蒼として、いかにも鳥獣害が出そうなところなんです。現在、葎とか生えて、進入路、用排水は確認できなかったんですが、この先もここを作ろうとする人もなかなか現れそうにありません。本人の意向もあって非農地ということで認めていただければと思います。報告を



28 番委員 終わります。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

3 番委員 10-5 番について、申請人は奈良県にいらっしゃるわけですが、この場所が荒れていて、進入路も無いということですが、周りに人家があったりして、草払いとかどうするのか、聞いていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

事務局  
(小田) 地図を見ていただきますと、■■■■さんのお宅から入ろうと思えば入れる場所なんですけど、今、私有地となっていて、そこを使うのはなかなか難しいと思います。隣の田んぼを作っている方がいるんですけど、そこまでは作れないと、畑も一段高くなっていてそちらの耕作も難しいのかなと考えられます。あとは、徳留推進委員が内容を詳しく知っていらっしやいますので、お願いします。

議長 徳留推進委員、お願いします。

22 番委員 ここは、前から、■■■■さんの住宅が隣接なんです。ここを、■■■■さんが毎回、草を払ったりされていて、だけど、耕作はできないということで非農地で、後の管理関係は、多分、■■■■さんがされていくことになるようです。

議長 よろしいですか。ほかに、ありませんか。

2 番委員 農地が奥にある場合、宅地の農地転用申請が出たとき、農地に入る進入路を残すことが必要で、大事なのかなと思うんですが。

事務局  
(小田) 転用のところで、1筆の農地を二つに割って、手前に家を建てると奥に行く道路が無くなってしまいう状況が時折見受けられます。そのような場合、現地調査をして確認をしまして、奥の農地に進入する道路を確実に確保してくださいとお願いしています。奥の農地に入れるような形で分筆していただくよう、一応、事務局でそこまでは確認しております。以上です。

議長 ほかにありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局長 議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する

事務局長 指針の見直しについて」の 43 ページから 47 ページを朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

33 番委員 44 ページの担い手の育成・確保について、現状 1,843 戸で 10 年後も同じ戸数なんですけれども、ここが増えていないのに、新規参入者だけ増えているのは矛盾していると思ったものですから、そこをお聞きしたいと思います。

事務局長 総農家数については、現状、3 年後の目標、令和 15 年の目標まで、2,020 年農林業センサスの数値を使っています。農家数が変わっていないわけですが、農家の中から認定農業者等を育てていくという形になるのかなと考えています。理想を言いますと、農家を辞められた分だけ、新しい農家が生まれてきて、なるべく農家数を減らさないようにしたい。新しい農家の方々に認定農業者になっていただくという形で、農業委員会もですけど、さつま町と連携しながら、農家を育てるという活動を、委員会、皆さんで行っていくという目標にしたいと考えております。

4 番委員 農家戸数ですが、さつま町全体の人口も減っていく中で、10 年後、この数値はちょっとおかしいんじゃないかと思いますが。

事務局長 今のところ、農家戸数の予測ができないことから、便宜上、2,020 年農林業センサスの数値を使わせていただいているということでございます。

6 番委員 転用や非農地判断で管内の農地面積は確実に減っているのに、目標はそのままというのは矛盾しているような感じがします。昨年、非農地や遊休農地の確認をしたときの面積がびっくりするような数値が出ていましたけど、それなんかを加味すると、今の 3,020 ヘクタールには及ばないという気がするんですが、人口と同じで予測ができないということですか。

事務局長 管内の農地面積、3,020 ヘクタールは、令和 4 年度末に国が公表しているさつま町の農地面積を入れております。この数値につきましては、こちらが、農地転用や非農地判断、非農地証明の面積等を国へ報告しまして、国で分析しまして、毎年、年度末に公表している数値でありまして、年々減っています。減る予測ができないことから、この最新の数値がそのままいくという形で指針には入れさせていただいているところでございます。

11 番委員 農家戸数を減らさないという町としての考え方というのは、一般の農家さんから言えば、規模拡大をやりたい人が進まないのが現状で、5 人辞めたら 1 人くらい入ってきて規模が守られていくと思うので、考え方が違うような気がします。規模拡大が進まないのはそういう考え方があるからじゃないかなと思います。

事務局長 経営を大きくしていただきたい農家の方々は、もちろんがんばっていただきたいところですが、皆さんご存じのとおり、今、人口も減ってきて、農家の方々も減ってきて、人は減ってくるんですけれども、農地はそこまで減っていないくて、認定農業者ではない小規模の農家の方々も維持していかないと、さつま町の農地をなるべく減らさないようにしたいということであれば、認定農業者など大きな経営をされている方だけでは守り切れないというような感じを持っております。これは、個人的な意見かも

- 事務局長 　しれませんが。小さな規模の農家を増やして、規模拡大を阻害するという  
ことではなくて、認定農業者の方、小さな経営でがんばっていらっしゃる  
方も併せて、農地を守っていったらどうかなという考えで、先ほど述べさ  
せていただいたところです。
- 1 番委員 　46 ページ、4 番の農地の所有者等を確知することができない農地の取り  
扱いについて、手続きに期間がどのくらいかかるか、教えて欲しいと思い  
ます。
- 事務局長 　資料を持ってきておりませんが、当初は半年ぐらいと長かったんですが、  
今、大分短くなっておりまして、この制度を利用しやすくなっていると伺  
っております。
- 3 番委員 　今回の「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
では、夢のような数値目標になっているように思いますが、県へ提出する  
のは構わないと思いますが、どこまで公表されるのかお尋ねします。
- 事務局長 　本日議決をいただきましたら、ホームページで公表していこうと考えて  
おります。もちろん、県にも報告します。どういうふうに、このような理  
想的な数値を入れているのかといいますと、まず 44 ページ、担い手への農  
地の集積・集約の集積率 90%は、県が示している数値であります。次の、  
担い手の育成・確保については、町農林業いきいきプランにある目標数値  
です。45 ページ、遊休農地については、本当はゼロにもっていきたく  
ところですが、新しく発生する分と解消する分があり、このように徐々に減ら  
していくような目標にしかできないのかなと考え、このようにさせていただ  
いたところです。
- 議長 　数値目標とかに疑問を感じていらっしゃる方が、多々いらっしゃると思  
います。県農業会議の指導の下に、一通りの資料を作らなければいけない  
ということで、今までの農林業センサスの中から数値を拾い上げています。  
実際、皆さんご存じのとおり、農家戸数は必ず減っていく、後継者はいな  
いわけですが、なんとかこういう数値を達成できるようにしようという意  
味からの数値が出てきていると思いますので、ご理解いただいて、3 年毎  
に見直しをすとなっておりますので、3 年後検討してまた変えていき、県農  
業会議にもそれを伝えていくようにしたらどうでしょうか。はっきり言い  
まして、厳しい数値です。
- 13 番委員 　分かりました。ただ、一番思っているのは、農産物の価格は上がらない、  
機械とかは上がっていく、そんな中で、湯田では、新規で農業をやる人は  
まずいない。なんとかなりそうなのは、退職した人がするかしないか。今、  
機械が無いとできない。そこまでして、果たして農業をしたい人が出てく  
るか、私は今、そこを思っています。いろんなものが上がって、農産物の  
価格が上がらないと無理なんです。その辺を考えながら、こういったもの  
は考えていかないと難しいんじゃないかと思っています。
- 議長 　色々言いたいことはたくさんあるかと思いますが。難しいことは感じて  
いらっしゃると思いますので、今出されている案を目標にして、やれるこ  
とは、関係機関としっかりと連携をとりながら、進めていけたらと思いま  
す。さつま町の農業振興のいろんな会等に出られる方もたくさんいられ  
ると思いますが、楽観的なことは何一つありません。冒頭に米の仮渡金

議長

が500円上がりましたという発表がありましたけれども、500円どころじゃはっきり言って、採算が合わないわけです。畜産農家にしても、これだけ子牛価格が下がっていけば、もう大変な状況になっています。人に言えないことはたくさんあるわけですが、夢を描きながら、お互い連携をとりながらこの場を乗り切るしかないと思いますので、是非理解をしていただいて、そして3年後に、先ほど私が言いましたように、初心に帰って見直しを進める、数値を変えるというふうにしていただければ、ありがたいと思います。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(過半数挙手)

賛成多数ですので、議案第5号「さつま町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」は、原案どおり決定いたします。

次に、「議題」(5) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声あり)

事務局より、何か議題はありますか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様より、何かありませんか。

11番委員

農用地利用集積計画の契約期間の取り扱いについて(問)

農地中間管理  
事業推進員

農用地利用集積計画の契約期間の取り扱いについて説明

議長

ほかに、ありませんか。

(なしの声あり)

事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・活動記録の徹底について
- ・農家アンケートについて
- ・地域計画の策定進捗状況について(柘野区)
- ・令和5年産米の仮渡金価格について
- ・農業者年金加入推進候補者の掘り起こしについて
- ・全国農業新聞の購読について
- ・非農地調査の日程調整について
- ・総会等の役場駐車場利用について
- ・農地転用後の周辺農家とのトラブル解決策について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、令和5年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_